

『旅するくまモンパスポート』参加事業者募集要領

第1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ観光産業の早期回復を図るため、熊本県を訪れた旅行者に対し、お得に県内をめぐり、新たな熊本の魅力を再発見できるクーポンを付与し、観光地及び観光施設等を活性化させ、旅行者の誘客へ繋げることを目的とする。

第2 実施期間

令和4年8月10日サービス開始

第3 事業内容

- (1) 参加事業者は LINE の拡張機能を活用し、提供する特典のデジタルクーポンを発行する。
- (2) 旅行者はクーポンを対象施設で提示することでクーポンのサービスを受けることができる。
- (3) 使用したクーポンは24時間経過すると再利用可能となる。
- (4) 県内及び全国からの旅行者を対象に「くまモンからの贈り物」(仮称)と称したクーポン(モンポイント)を旅行者に付与し、サービス・土産購入等の支払いに使えるキャンペーンを実施予定。(※)

※ 実施時期等については、別途お知らせします。

第4 参加条件

以下、①～⑤の全てを満たす者であること。

- ① 県内に所在し、旅行者を対象とする商品・サービスを提供する事業者(※)
- ② クーポンに記載するサービスは参加事業者の負担とすることに同意する者(「くまモンからの贈り物」(仮称)に係るサービスを除く)
- ③ 旅行者がクーポンを使用するにあたって必要なQRコードの設置が可能な者
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営む事業者でないこと
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団並びに暴力団密接関係者でないこと

※ 観光施設、道の駅・土産屋・観光協会、郷土料理やご当地グルメを提供する飲食店、交通事業者、宿泊施設、体験・アクティビティ、日帰り温泉等

第5 参加登録

事業者募集チラシに記載の QR コードもしくは熊本県公式観光サイト「もっと、もっと！くまもっと。」から申請フォームに必要事項を記載し送信。事務局からのメールの返信をもって申請・登録完了とする。

第6 募集期間

令和4年7月25日から（随時）

第7 掲載内容の変更・参加の辞退・年度の更新

- (1) 参加事業者はクーポン等掲載内容に変更が生じた場合、変更の届出を行う
- (2) 参加を辞退する場合又は参加条件を満たさなくなった場合は、参加辞退の届出を行う
- (3) 上記(1)(2)の届出は、事務局へメールで行う。
- (4) 次年度以降も事業を延長する場合、参加事業者は年度毎に更新手続きを行うこと。年度末に事務局より案内を通知する。

附 則

この要領は、令和4年7月25日から施行する。

この要領は、令和5年5月10日から施行する。